

喀痰吸引等事業者登録に係る手続きについて

介護職員等がたんの吸引等を実施するためには、喀痰吸引等の研修を受講し、都道府県から特定行為従事者として認定され、認定を受けた介護職員等がたんの吸引等を実施する「事業者」としての登録を受けなければなりません。

以下で、事業者登録に関する必要な手続きについてまとめておりますので、遅滞なく届け出るようお願いいたします。

1 新規申請を行うとき

- 申請は、事業所単位で行います。
- 業務開始予定年月日の1か月前までに書類を送付してください。

<必要書類>

- 申請書類一覧表
- 登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）申請書（様式1-1）
- 定款又は寄附行為
- 登記事項証明書
- 介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿（様式1-2）
- 認定特定行為業務従事者の認定証又は資格証（介護福祉士）の写し
- 社会福祉士及び介護福祉士法第48条の4各号の規定に該当しない旨の誓約書（様式1-3）
- 登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録適合書類（様式1-4）
（業務方法書（付属資料含む）、登録適合書類チェックリストを添付すること）

※令和5年7月1日以降、指令書は、原則電子交付（メールでの交付）となります。

ただし、パソコンやメールアドレスを有しておらず、紙交付を希望する場合は、以下の書類をご提出ください。

- ①紙交付の申請書
- ②費用減免の申立書
- ③返信用封筒（表面に貴事業所の郵便番号、所在地、名称、担当者名を記載した長3封筒（A4用紙が三つ折りに入るサイズ）に、110円分の切手を貼り付けてください。（定形外封筒で返信を希望される場合は140円の切手を貼り付けてください。）

※上記に加え、H29年1月以降の国家試験に合格した介護福祉士に事業所で実地研修を行わせる登録喀痰吸引等事業者においては、実地研修実施方法書（講師資格証、修了者管理簿、実施結果報告書、修了証等の各種様式を含む）の添付が必要となります。

2 登録事項の変更があったとき →変更届を提出してください。

- 登録内容に変更がある場合に提出してください。
- ①～⑧については、変更後、10日以内を目安に、速やかに提出してください。
- ⑨については、変更予定日の1か月前までにご提出ください。

※新たに認定特定行為業務従事者等を追加する場合は、必ず変更届を提出してください。

<必要書類>

- 登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）変更登録届出書（様式5）
- 添付書類

変更事項	必要な添付書類
① 代表者の住所	• 登記事項証明書
② 代表者氏名	• 登記事項証明書 • 社会福祉士及び介護福祉士法第48条の4各号の規定に該当しない旨の誓約書（様式1-3）
③事業所の名称	なし

④事業所の所在地	なし
⑤法人の定款又は寄附行為	<ul style="list-style-type: none"> ・定款又は寄附行為 ・登記事項証明書
⑥業務方法書	<ul style="list-style-type: none"> ・変更後の業務方法書
⑦従事者の追加 ※減少の場合は、変更登録届出書のみで可	<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿（様式1-2） ・認定特定行為業務従事者の認定証又は資格証の写し（新たに従事する方のみ） ・喀痰吸引等研修実施結果報告書（実地研修修了の場合）
⑧喀痰吸引等の実施に係る備品一覧	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい添付書類（業務方法書等）
⑨登録特定行為事業者から登録喀痰吸引等事業者への変更 ※介護福祉士（H29年1月以降の国家試験合格者に限る。）に特定行為を行わせる場合 ※変更予定日の1か月前までに提出	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書類一覧表（施設の概要、10～14のみ記載） ・介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿（様式1-2） ・H29年1月以降の国家試験に合格した介護福祉士登録証の写し ・実地研修実施方法書

3 実施行為の追加があるとき →登録更新手続きを行ってください。

- ・例：「現在、口腔内・鼻腔内の喀痰吸引が実施行為として登録されているが、新たに経鼻経管栄養を実施できる従事者が入職したので、追加で登録したい」等

<必要書類>

- ・登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録更新申請書（様式4-1）
- ・介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿（様式1-2）
- ・認定特定行為業務従事者の認定証又は資格証の写し
- ・登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録適合書類（様式1-4）（業務方法書を添付すること）

4 登録を辞退するとき →登録辞退届出書を提出してください。

<必要書類>

- ・登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録辞退届出書（様式6）

5 留意事項

- ・たんの吸引等業務を行うことができる介護職員は、
 - (1)都道府県の登録研修機関で基本研修及び実地研修を修了した、認定特定行為業務従事者
※登録先は「茨城県長寿福祉課介護基盤整備G」となります。
 - (2)H29年1月以降の国家試験に合格した介護福祉士で、就業先の登録喀痰吸引等事業者において実地研修を修了した者
※登録先は「公益財団法人社会福祉振興・試験センター」となります。
 のいずれかです。なお、いずれの場合も、実施できる行為は実地研修を修了した行為のみです。
- ・登録特定行為事業者（登録喀痰吸引等事業者）においてたんの吸引等業務を行う介護職員が追加となった場合には、介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿に追記し、変更登録届出が必要となります。

<問い合わせ先>

- ・茨城県長寿福祉課 介護基盤整備G Tel：029-301-3321 Fax：029-301-3348
- ・喀痰吸引制度のホームページURL
<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chiiki/zaitaku/kakutantetuduki.html>